

(別表2) 配分基準表

項目	現状の水準	点数
1 申請者の年齢（申請者が法人の場合はその後継者） ※最大3点	ア 経営継承した時点において50歳以上60歳未満であること。 イ 経営継承した時点において40歳以上50歳未満であること。 ウ 経営継承した時点において40歳未満であること。	1点 2点 3点
2 農地中間管理機構から賃借権等の設定	農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けていること。	2点
3 女性の取組 ※最大2点	その取組について、aからcまでのうち該当している項目数が次のいずれかであること。 ア 1項目 イ 2項目以上 a 女性が経営の主権を有していること。 b 役員又は常時雇用者のうち女性が過半を占めている法人であること。 (注) 常時雇用者とは、主として農業経営のために雇った人で、雇用契約に際し、あらかじめ7か月以上の雇用期間を定めて雇った人（期間を定めずに雇った人を含みます。）をいいます。 c 法人であって、部門間で区分経理等を行っている場合に女性が当該部門の責任者であること。	1点 2点
4 農業所得の水準 ※最大6点	経営継承した時点における申請者（申請者が個人事業主の場合又は先代事業者から経営移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行った場合にあつては、申請者の先代事業者）の1人当たり又は1経営体当たりの農業所得が、新潟市が定める農業経営の基盤の強化の促進に関する基本的な構想の目標年間農業所得400万円と比較して、次のいずれかとなっていること。 ア 所得水準額の130%以上150%未満 イ 所得水準額の100%以上130%未満 ウ 所得水準額の70%以上100%未満 エ 所得水準額の50%以上70%未満 オ 所得水準額の30%以上50%未満 (注) 経営継承した時点における1人当たり農業所得の算出方法は、次のとおりとする。 ・申請者が個人事業主の場合：(収入金額－経費) ÷ 1人 ・申請者が法人の場合：(税引前当期純利益＋法人の役員報	1点 3点 6点 4点 1点

	$\text{報酬} \times (\text{農業・関連事業等の売上高} \div \text{総売上高}) \div \text{農業・関連事業等の役員数}$	
5 付加価値額の向上 ※最大 8 点	<p>ア 経営継承した時点のポイント</p> <p>(ア) 経営継承した時点の付加価値額が基準額（700万円）以上であること。 2 点</p> <p>(イ) 経営継承した時点の就業者 1 人当たりの付加価値額が基準額（270万円）以上であること。 2 点</p> <p>(注) 臨時雇用は延べ225人・日を 1 人として算定し、小数点第 2 位を四捨五入する。</p> <p>イ 目標ポイント</p> <p>目標年度までの付加価値額又は就業者 1 人当たりの付加価値額の拡大率が次のいずれかに設定されていること。</p> <p>a 2%以上 4%未満 2 点</p> <p>b 4%以上 6%未満 3 点</p> <p>c 6%以上 4 点</p>	
6 地域貢献の取組 ※最大 7 点	<p>ア 経営面積等の拡大</p> <p>現状と目標年度における経営面積又は飼養頭数の拡大率が次のいずれかに設定されていること。</p> <p>(ア) 1%以上 20%未満 1 点</p> <p>(イ) 20%以上 2 点</p> <p>イ 従業員数の増加</p> <p>現状と目標年度における常時雇用者の増加数が次のいずれかに設定されていること。</p> <p>(ア) 1 名増 1 点</p> <p>(イ) 2 名増以上 2 点</p> <p>ウ 地域貢献に関する特徴的な取組 3 点</p> <p>その取組について、取組内容が具体的であり、かつ地域農業の維持・発展に関して高い効果が見込めると市町村が認めていること。</p>	
7 経営発展の取組 ※最大 12 点	<p>その取組について、a から m までのうち該当している項目数が次のいずれかであること。</p> <p>ア 2 項目 1 点</p> <p>イ 3 項目 2 点</p> <p>ウ 4 項目 3 点</p> <p>エ 5 項目以上 4 点</p>	
	a 経営の法人化	なお、 a

	<ul style="list-style-type: none"> <li>b 新たな品種・作物・部門の導入</li> <li>c 認証の取得</li> <li>d データを活用した経営の実践</li> <li>e 就業規則の策定</li> <li>f 経営管理の高度化</li> <li>g 就業環境の改善</li> <li>h 外部研修の受講</li> <li>i 新たな販路の開拓</li> <li>j 新商品の開発</li> <li>k 省力化・省人化・業務の効率化、農畜産物等の品質の向上</li> <li>l 農畜産物等の規格・出荷方法の改善</li> <li>m 防災・減災の導入</li> </ul>	<p>から e までの項目のいずれかに該当する場合は、その該当する項目数に 4 点を乗じた点数（最大 8 点）を加点する。</p>
--	---	---